

## 旧粕川保健センター跡地活用事業に係る事業者公募審査委員会設置要綱

### (目的)

第1条 旧粕川保健センター跡地活用事業に係る事業者選定にあたり、公正かつ公平に審査を行うため、旧粕川保健センター跡地活用事業に係る事業者公募審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 選定基準及び評価項目により実施する、提出書類及び企画提案に基づく審査に関すること。
- (2) その他目的を達成するため必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 審査委員会は、外部委員を含む委員6名以内をもって構成する。

- 2 審査委員会には委員長を置き、本市が指定する。
- 3 委員の任期は審査委員会の業務終了時までとする。

### (会議)

第4条 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の合議により決するものとする。

### (意見聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に、専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、旧粕川保健センター跡地活用事業に係る事業者公募の企画提案に参加しようとする者に対し便宜供与等を図ってはならない。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、本市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審査結果の公表等)

第7条 審査委員会は、非公開とする。

2 審査委員会は、審査の経過及び結果について、公表する事項、時期等を自ら決定し、公表することができる。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、資産経営課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要な事項は審査委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。